

住居表示実施地区内に建物の新築等を予定している方へ

安中市では住所の取り扱いについて、住居表示を実施している地区（住居表示による住居番号を住所として使用している地区）と、住居表示を実施していない地区（地番を住所として使用している地区）とがあります。

住居表示を実施している地区内に建物を新築等した場合は、「建物等新築届」を提出する必要があります。

- 住居表示を実施している地区の住所の表示

〈例〉安中市 安中1丁目 23番 13号
(町名) (街区符号) (住居番号)

住居表示制度は、一定の基準により建物に番号をつけて住所とするものです。
住居表示による住所は、町名、街区符号、住居番号からなっています。

- 住居表示を実施していない地区の住所の表示

〈例〉安中市 岩井617番地1

住居表示を実施していない地区の住所は、土地の地番を用いた表示となります。

★ 住居表示実施地区内に建物を新築等した場合は？

住居表示の付番が必要になりますので、「建物等新築届」を提出してください。
住所の変更手続きは、住居表示の付番後となりますのでご注意ください。

★ 住居表示実施地区は？

安中市 中宿1丁目
安中1丁目～安中5丁目
原市1丁目～原市4丁目
磯部1丁目～磯部4丁目
板鼻1丁目～板鼻2丁目

★ 「建物等新築届」について

住所変更の手続きの前に別紙「建物等新築届」を提出してください。

建物等新築届には、付近見取図、建物平面図を記載していただく必要がありますが、届出の際、建築確認の書類を持参いただければ、記載を省略できます。

★ 「建物等新築届」の提出先

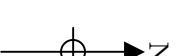
安中市安中1丁目23番13号

安中市役所 市民課

Tel 027-382-1111 (内線 1104,1105) Fax 027-381-7017

建物等新築届

年 月 日



(あて先) 安中市長

届出人 住所

氏名

④

電話番号

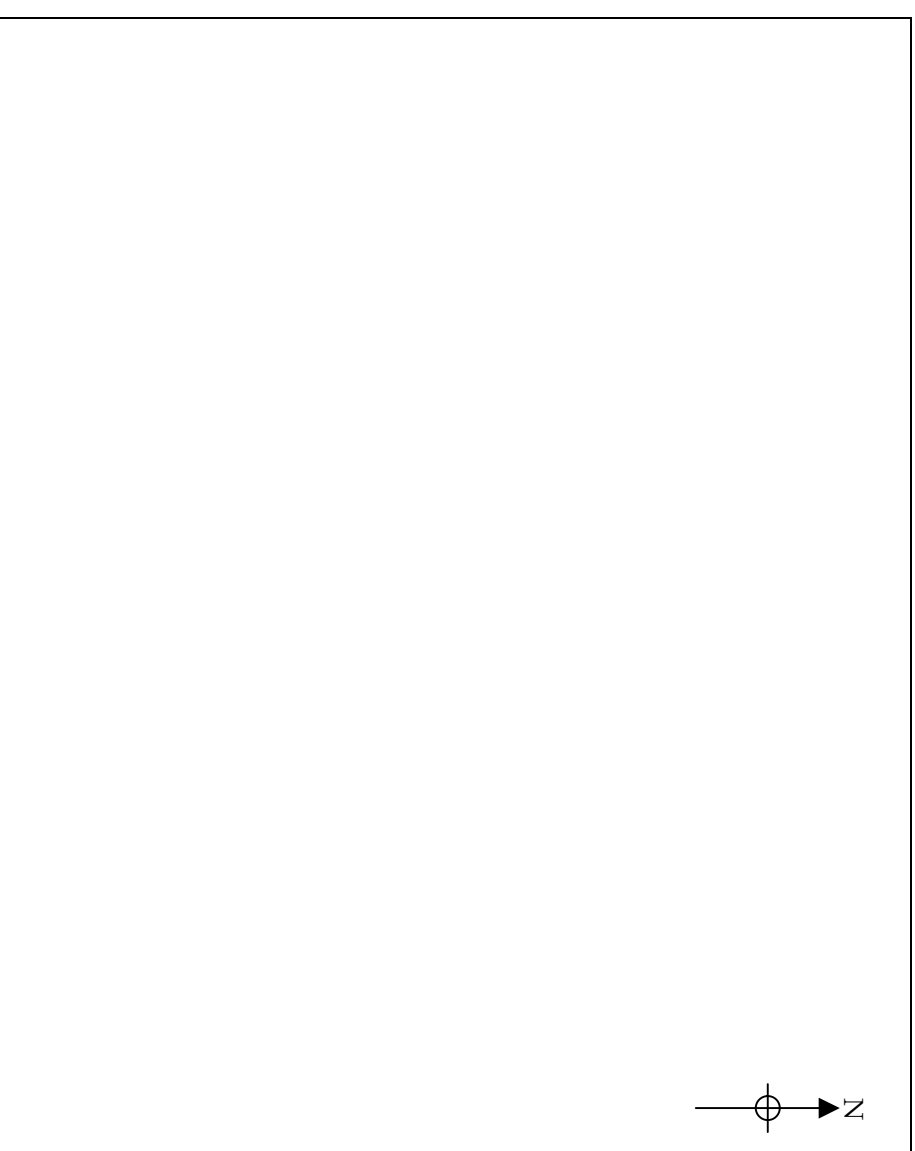
次のとおり建物等を新築したので、安中市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

所有者等の 氏名又は名称	所在地番		安中市 丁目 番地 (裏面に見取図、平面図を記入してください。)	
	構造	1 木造 2 鉄筋(骨) 3 その他 ()	階数	階
		用途		
	完	成	年 月 日	

付近見取図

(主要な入口から道路へ通ずる経路を-----▶で明示してください。)

建物平面図



※ 建築確認の書類を持参いただければ、見取図及び平面図の記載は省略できます。